

# 公 募

令和 6 年 5 月 2 4 日

海上保安庁総務部  
情報通信課長 荒川 直秀

次のとおり、参加者を公募する。

## 1. 公募の概要

本案件は、海上保安庁が調達を行う「巡視船 UHF・SHF 帯特殊送受信装置 1 式ほか 1 点買入」について売買契約を希望する者を公募するものである。

参加を希望する者は、下記4. に記載の書類を提出し、本案件を受注するために必要な要件を満たしているか否かの審査を受け、同意を得た場合には本案件の調達に関して参加が可能となる。

## 2. 案件の概要等

### (1) 件 名

巡視船 UHF・SHF 帯特殊送受信装置 1 式ほか 1 点買入

### (2) 調達品の概要

本装置は、警備対策資機材として巡視船に装備し、同装置が設置された巡視船に対して小型無人機（以下「ドローン」という。）が一定範囲内に接近すると、操縦者が保有する送受信機と飛行するドローン間の電波を検知し、ドローンが脅威と認定された場合において、同電波に対する妨害電波を出すことでドローンの飛行を抑止し巡視船への接近を妨げる装置である。

### (3) 納入期限 令和 7 年 2 月 2 8 日

## 3. 参加要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 海上保安庁次長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の A、B、C 又は D 等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

(4) 説明書記載の技術審査基準に基づく審査に合格のうえ、仕様書規定の装置製品が納入できること。

- (5) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- (6) 情報保全に係る履行体制の確保が図れること

#### 4. 応募要領

本件調達に参加を希望する者は、以下の提出書類を令和6年6月6日までに担当係に提出すること。

なお、別紙1～5については参加希望者に対し別途配布する。

提出書類

- (1) 参加申込書(別紙1)
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格決定通知書(写)
- (3) 「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
  - ・ 誓約書(別紙2)
  - ・ 情報保全に係る履行体制に関する資料(別紙3)
- (4) 自認書(別紙4)
- (5) 海上保安庁小型無人機対策資機材等技術審査申請書(別紙5)

#### 5. 資料配布及び申込受付期間

令和6年5月24日(金) から令和6年6月6日(木) 17時までの間

#### 6. 問い合わせ先及び提出書類の提出場所(担当課)

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部情報通信課(担当:高島)

電話(03)3591-6361 内線3121

#### 7. 見積合わせ予定日

令和6年6月28日(金)

#### 8. その他

##### (1) 参加資格の通知

令和6年6月13日までに文書等により通知する。

##### (2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

##### (3) 当該調達は、「予算決算及び会計令第99条第1号」に基づき「国の行為を秘密にする必要がある」として契約を行うものであり、情報の保全を図ることが必要な調達であるため、仕様書は、この公募に応募した者のうち、海上保安庁総務情報通信課長の同意を得た者にのみ配布する。

# 説 明 書

契約番号：特外契第48号

契約件名：巡視船UHF・SHF帯特殊送受信装置1式ほか1点買入

## 項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 参加資格
- 4 見積書の提出場所等
- 5 その他

別紙	見積書
別冊	契約書

## 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

## 2. 調達内容

(1) 契約件名 巡視船UHF・SHF帯特殊送受信装置1式ほか1点買入

(2) 調達内容 仕様書による

(3) 納入期限 令和7年2月28日

(4) 納入場所 石垣海上保安部又は巡視船修理請負造船所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について疑義等がある場合は、下記へ連絡すること。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部情報通信課システム整備室第二施設係（高島）

Tel 03-3591-6361 内線3121

(6) 見積方法

① 契約の相手方の決定は、最低価格をもって行なう。

参加者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（税込み金額）を記載した見積書を提出しなければならない。

② 参加者は、説明書、仕様書等を熟覧のうえ見積もらなければならない。この場合において説明書、仕様書等について疑義があるときは、見積書提出の前日までに関係職員に説明を求めることができる。

(7) 契約保証金 免除

## 3. 参加要件

(1) 参加申込書（別紙1）記載の書類を2. 調達内容（5）の担当課に提出し、別添の技術審査基準に基づく審査等に合格した者であること。

(2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。（ただし海上保安庁次長から指名停止を受けている期間中の者は除く。）

なお、参加資格について不明な点があれば、下記へ問い合わせること。

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 担当：干場

Tel 03-3591-6361 内線2831

(3) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

(4) 情報保全に係る社内体制の確保が図れること。

(5) 次の者は、参加資格を有さない。

① 予算決算及び会計令第70条に規定される契約を締結する能力を有しない者及び

破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に規定される次の事項に該当する者。  
以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）。
- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者。
  - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
  - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ③ 海上保安庁において実施する技術審査等において不合格と判定された者。

#### 4. 見積合せの場所等

(1) 日時 令和6年6月28日（火）10時30分

(2) 場所 海上保安庁入札室

(3) 見積書の提出方法

- ① 見積書は上記日時場所までに電子メールによる送付、持参、又は郵送すること。
- ② 見積書は所定の様式に調達件名、金額、氏名等を記したものを提出すること。
- ③ 提出した見積書の引換え、変更又は取消しを行なうことはできないものとする。

なお、提出先は下記のとおり。

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 担当：干場

TEL 03-3591-6361 内線2831

Mail [jcg-yoshitsu\\_2keiyaku@gxb.mlit.go.jp](mailto:jcg-yoshitsu_2keiyaku@gxb.mlit.go.jp)

(4) 参加の無効

本説明書に示した参加資格が見積書提出の時点で欠落した場合及び次の各号の1に該当する見積書は無効とする。

- ① 記名されていない見積書
- ② 金額を訂正した見積書
- ③ 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭である見積書
- ④ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者が提出した見積書
- ⑤ 同一事項の見積書提出について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が提出した見積書
- ⑥ 参加資格のある者であっても、見積書提出の時点において、海上保安庁総務部長

から指名停止の措置を受け、指名停止期間中にある者のした見積書

## 5. その他

### (1) 契約の相手方の決定方法

- ① 参加者が提出した見積書に記載された金額が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- ② 1回で契約の相手方が決定しない場合は、再度見積書を提出するものとする。
- ③ 契約の相手方となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上あった場合は、直ちにくじにより契約の相手方の決定を行うものとする。

### (2) 契約書の作成

- ① 相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

### (3) 支払条件

履行完了後払いとする。

なお、外貨分を円建て換算する経費、関税その他特に必要と認める経費については、支払い前に実績額及び為替レートによる精算を行うので、請負業者は速やかに証拠書類を添付した実績額報告書を検査職員へ提出すること。(提出期限：令和7年3月15日)

別紙1

令和 年 月 日

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

法人住所  
法人名  
代表者指名

印

### 参加申込書

#### 1 調達物件名

巡視船 UHF・SHF 帯特殊送受信装置1式ほか1点買入

#### 2 提出資料

- (1) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格決定通知書の写し
- (2) 誓約書(別紙2)
- (3) 秘密の保全に関する規約等又はその写し
- (4) 情報保全に係る履行体制に関する資料(別紙3参照)
- (5) 自認書(別紙4)
- (6) 海上保安庁小型無人機対策資機材等技術審査申請書(別紙5)

#### 3 連絡員の氏名及び連絡先

## 誓 約 書

貴庁からご案内いただきました「巡視船 UHF・SHF 帯特殊送受信装置 1 式ほか 1 点買入」にかかる「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

### 記

#### 1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
- (4) 受注者は、履行終了後に 3 項にならない返却する。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても 1 項の禁止事項を準用する。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、別添「情報取扱者名簿」に定める。

#### 2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
- (2) 海上保安庁総務部情報通信課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要があるが生じた場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。  
また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従う。  
なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとする。  
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。
- (6) 提出した資料のうち個人情報記載された情報取扱者名簿は、返却を受けた後 5 年間保管し、海上保安庁からの要求があった場合は提出します。

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印



## 情報保全に係る履行体制に関する資料

## ① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。こと。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

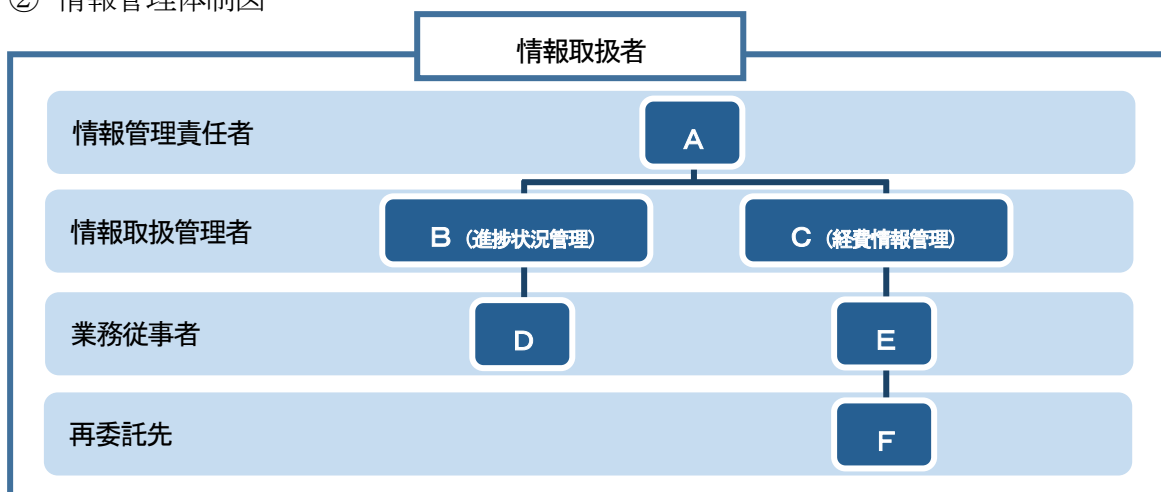
(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

## ② 情報管理体制図



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

## ③ その他

- ・情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

年 月 日

## 自 認 書

当法人は、以下の事項について事実と相違ないことを自認します。

法人住所 :  
法人名 :

## 【資格及び条件等】

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の買入」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（資格の写を添付）
- (3) 海上保安庁から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 秘密の保全に関する規約には以下に掲げるすべての記載があること。
  - ・秘密とする事項の指定状況
  - ・秘密保全管理責任者の選任状況
  - ・仕様書の保管方法
  - ・仕様書を複製する際の措置
  - ・仕様書及び複製の返納又は廃棄処分
  - ・事故発生時の報告要領

(注) 相違ないことを示すために、必ず、□にチェック (✓) を入れること。

年 月 日

海上保安庁総務部  
情報通信課長 殿

代表者 氏名

印

令和 年 月 日

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

住所

申請者

## 海上保安庁小型無人機対策資機材等技術審査申請書

- 1 調達案件名(公示等に明記された調達案件名)
  
- 2 提出資料(該当する項目に○印を付し、資料を添付すること)
  - (1) 保守サービス体制 【 提出 ・ 省略 】
  - (2) 品質管理体制 【 提出 ・ 省略 】
  - (3) 秘密保全体制 【 提出 ・ 省略 】
  
- 3 担当者の氏名及び電話番号

## 見 積 書

一金 円

(うち消費税及び地方消費税額 円)

件名 巡視船UHF・SHF帯特殊送受信装置1式ほか1点買入

履行又は納入期限 令和7年2月28日

履行又は納入場所 石垣海上保安部又は巡視船修理請負造船所

貴部局入札・見積者心得及び関係説明書等を承諾の上、見積します。

## 内 訳

品 名	規 格	単位	(予定)数量	単価	(予定)合価	備考
別紙内訳書のとおり		式	1	0	0	
合 計 (消費税相当額を含む)					0	

※数量・合価の( )は、単価の場合。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為(契約)担当官  
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

令和 6 年 度

特外契第 4 8 号

# 物品売買契約書

# 物品売買契約書

1. 契約物品 巡視船 UHF・SHF 帯特殊送受信装置 1 式ほか 1 点買入

2. 契約金額 金 円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	合 価	摘 要
別紙内訳書のとおり						

3. 納入期限 令和 7 年 2 月 2 8 日

4. 納入場所 石垣海上保安部又は巡視船修理請負造船所

5. 契約保証金 免除

上記物品の売買について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘 は、  
受注者 と、次の条件により売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書、図面又は備付見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、発注者は、これに対し、受注者に代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈)

第2条 物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて発注者の解釈によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
- (2) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(設備等の調査)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣し、受注者の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。  
この場合において、受注者は、発注者又は当該職員の指示に従わなければならない。

(代理人等の変更)

第5条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、その事由を明示してその変更を求めることができる。

(物価変動等による契約金額の変更)

第6条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、契約金額を変更することができるものとする。

- 2 契約物品輸入の契約上の外国為替換算率変更による商品価格、運賃及び外国諸掛、銀行諸掛及び輸入税が変更され当該物品が輸入されたときの実績額が契約金額と相違した場合は、受注者はすみやかに証拠書類（INVOICE、輸入許可通知書、債務保証料計算書又はその他輸入に係る領収

書等)を発注者に提出し契約金額の変更を申し出なければならない。ただし、物品本体及び航空運賃の消費税及び地方消費税の算出は、通関レポートをもって行うものとする。

3 前項に基づき、契約金額を変更する場合は、発注者受注者が協議してこれを予算の範囲内で行うことができる。

(納入期限の変更等)

第7条 発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第8条 受注者は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所(以下「隔地」という。)である場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

第9条 発注者は、前条第1項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。

2 受注者は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、発注者があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を発注者に請求するものとし、発注者は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。

3 発注者は、前項の検査をした物品については、第1項の検査の一部を省略することがあるものとする。

4 発注者は、第1項及び第2項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員(以下「検査職員」という。)により、納入の通知又は検査の請求を受理した日(これらの日以降において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日)から10日以内(以下「検査期間」という。)に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

5 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を受注者に通知するものとする。

6 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受



注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

- 7 受注者は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとし、又この提出した証明を認確することによって第1項の検査に代えるものとする。
- 8 物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、受注者の負担とする。

#### (引渡物品の引渡)

- 第9条の2 発注者より受注者へ引渡す物品は、受注者からの納入物品受領後、評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、受注者は、直ちにこれを検査のうえ引き取るものとする。
- 2 前項の交換が終了した後において、発注者の引渡物品に本契約の内容に適合しないもの(契約不適合)を発見しても、受注者は、異論を申し立てないものとする。

#### (所有権の移転)

- 第10条 物品の所有権は、次項の場合を除き、納入場所において、発注者が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、受注者から発注者に移るものとする。
- 2 隔地を納入場所とした物品の所有権は、納入場所において、前条第7項の責任者が同項の証明のための調査を終り、異状のないことを確認したときから、合格物品についてのみ受注者から発注者に移るものとする。
  - 3 物品の性質上必要な容器、包装等は、発注者の所得とする。
  - 4 削除

#### (値引受領)

- 第11条 発注者は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうえに支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引きして、これを受領することができるものとする。

(代品納入)

第12条 受注者は、第9条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

2 この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

(不合格品等の措置)

第13条 受注者は、発注者から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の物品を引き取るものとする。

2 発注者は、前項の場合において、相当期間内に受注者が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、受注者の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

(代金の支払)

第14条 発注者は、受注者が物品の完納後提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

2 削除

3 削除

4 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第15条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

#### (納入期限の延伸)

第16条 受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可能期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

#### (遅滞金)

第17条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、当該納入物品の契約金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

- 2 前項の遅滞日数の計算については、発注者が第8条第1項の納入の通知又は第9条第2項の検査の請求を受理した日（これらの日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときはその日）の翌日から検査終了の日（不合格品については、不合格通知の日）までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

#### (危険負担)

第18条 物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

#### (契約不適合責任)

第19条 受注者は、物品の所有権移転後1年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備

した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日まで間)以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることが発見されたときは、発注者(船舶の配属先の管区本部長を含む。)の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理(物品の引取り、引渡期間を含め30日以内に修理完了するものに限る。)をし、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

- 2 前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。
- 3 第1項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

#### (契約の解除)

第20条 下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があったとき。
  - 二 受注者が納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限までに物品を納入する見込みがないことが明らかなきとき。
  - 三 物品が不合格となったとき。(納入期限前に物品が不合格となり納入期限内に合格品の納入の見込みがない場合を含む。)
  - 四 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が発注者の行う調査若しくは検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。
  - 五 受注者が第3条の規定に違反したとき。
  - 六 前各号のほか受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
  - 七 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第一号から第六号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第一号から第三号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
  - 3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
    - 一 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」

という。)第2条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- 二 暴力団(暴力団対策法第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
  - 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第一号から第三号までの場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第21条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第22条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の限期までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

(秘密の保全)

第25条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(特約事項)

第26条 本契約の詳細については別紙特約条項による

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏 名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘
受注者	住 所	
	氏 名	

## 輸入品の売買契約に係る証拠書類の信頼性確保に関する特約条項

発注者及び受注者は、基本契約第6条第2項に関する、受注者が発注者に提出する実績額に係る証拠書類の信頼性確保について、次の特約条項を定める。

### (輸入品の外貨額確認)

第1条 輸入品の外貨額の確認は、外国製造業者が発行した送り状（いわゆる「インボイス」以下同じ。）の原本によることを原則とし、受注者1は発注者に対し、送り状の原本を入手後速やかに提示しなければならない。ただし、外国製造業者が発行した送り状の原本を提示できない場合は、その理由書及び受注者による送り状の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料の提出をもって代えるものとする。

2 調達物品が受注者（受注者の外国に所在する関連会社を含む。）と外国販売業者との取引により調達せざるを得ない場合は、当該外国販売業者が発行した送り状の原本についてもこれを認めるものとし、受注者は発注者に対し、送り状の原本を入手後速やかに提示しなければならない。ただし、この場合は、外国製造業者から直接に調達できないことの理由書及びその妥当性を証明した資料を提出するものとする。

3 調達物品が中古品の場合は、第1項の外国製造業者を外国の仕入先と読み替えるものとする。

### (送り状の原本等の取扱い)

第2条 発注者は、前条において提示された送り状の原本について、速やかに確認し、複写した後に、受注者に返却するものとする。

2 受注者は、前項に規定する送り状の原本の発行者に対し、当該送り状の原本等を発注者に提示あるいは提出する旨、あらかじめ了承を得るものとする。

3 受注者は、発注者が必要と認めた場合、送り状の原本等について、発注者が受注者の了承を得ることなく送り状の原本の発行者に問い合わせることを了承するものとする。

### (調査等)

第3条 発注者は、契約物品について、その原価を確認する必要がある場合又は損害賠償金等の算定にあたり適正を期する必要がある場合は、これらの事項を明らかにする受注者の帳簿、書類を調査し、受注者に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め又は受注者の管理する倉庫、営業所その他の場所に立ち入り調査することができる。



- 2 発注者は、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権の保全上、必要がある場合は、受注者に、その業務又は資産の状況について質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、前各項に規定する調査に協力するものとする。

(虚偽の資料提出に対する違約金)

第4条 受注者は、発注者が当該売買契約書に基づいて行う代金の精算等に際して、虚偽の証拠書類を提出し、又は提示したことを発注者がこの契約履行後に確認したときは、契約金額と受注者が契約履行のために適正に支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額との差額の2倍の額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者が過失により不実の証拠書類を提出し、又は提示したときは、この限りでない。

- 2 前項の違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

## 特定費目の代金の確定に関する特約条項

第1条 発注者及び受注者は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の確定)

第2条 受注者に支払われる代金のうち別紙の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の各費目の金額、その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(代金の確定)

第3条 受注者がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の各費目の金額が、特定費目（外貨建費目）の各費目の金額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の各費目の金額をもって、代金として確定し、これをこえる場合は超える部分の実績額について、為替差損を受注者の負担としないことを基本として、発注者・受注者協議し、原則として契約金額の範囲内において措置するものとする。

2 前項に定める発注者及び受注者が協議において協議が整わないときは、発注者が適当と認める金額をもって受注者に支払われる代金として確定する。

3 発注者及び受注者は、第1項の規定により契約金額から減額し、又は契約金額に加算した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第4条 受注者は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて発注者に提出しなければならない。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 特定費目又は特定費目の各費目の金額その他要確定費目金額表に定めるところを変更するため協議することができる。

別紙

## 要 確 定 費 目 金 額 表

- 1 FOB (外貨表示)
  
- 2 F&O (邦貨表示) 航空運賃及び外国諸経費
  
- 3 C&F 価格 (外貨表示)  
(邦貨表示) 航空運賃及び外国諸経費
  
- 4 契約時レート

別紙

## 実績額を証する書類

### 1 C & F 価格等

外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売業者を通じて販売する場合は、その外国販売会社）及び外国輸入業者の送り状（指名競争による場合はこれに準ずるもの。）並びに船会社、航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券又は航空貨物運送状

### 2 機能及び寸法検査費用（再梱包費を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工費率を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

### 3 関税その他租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

### 4 為替相場

外国為替公認銀行が対外支払勘定の円貨による決済金額請求の際発行する計算書類

### 5 その他発注者が必要と認める書類